

財務省告示第四百五十五号

省令第三十号（昭和三十七年大蔵  
成十七年十一月二十一日に発行した割引短期国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第三百八十

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三 法律及びその 三十九年法律第六号）第五条第

四 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

五 用等 成十三年法律第七十五号。以下

六 振替法」という。）の規定の適

七 用を受けるものとし、その振替

八 機関は日本銀行とする。

九 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第 非

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

イ 方法

入札発行 各申込みのうち応募額の高い

もの中からその応募額を順次割り

当てる。

十 一 発 行 価 格 日	十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 払 込 金 額											六 発 行 額																		
				行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争			者 ・ 第 参 加 場			特 別 参 加 場			国 債 市 場			入 札 行 争			価 格 競 争			行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争			者 ・ 第 参 加 場			特 別 参 加 場			国 債 市 場		
				行	争	非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	者 ・ 第 参 加 場	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 行 争	価 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	者 ・ 第 参 加 場	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 行 争	価 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	者 ・ 第 参 加 場	特 別 参 加 場	国 債 市 場												
平 成 十 七 年 十 一 月 二 十 一 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円		万 円	千 円	万 円	一 兆 三 千 七 百 六 十 億 五 千 六 百 四 十 万 円				額 億 面 金 額 で 千 二 百 二 十 四 億 円				額 億 面 金 額 で 一 兆 三 千 七 百 七 十 五 億 円				込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 の 債 券 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 申 込											

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還金額	償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発競争	価格競争	
平成十七年十一月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に	平成十八年十一月二十日	十九銭百円につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八				十九銭百円につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八